工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令の一部を改正する命令

工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令（昭和五十五年厚生省・通商産業省・運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する命令 （在勤官署の所在地）	工業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令 （在勤官署の所在地）
第一条　産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号。以下「令」という。）第一条第一項第二号、第三号、第三項第二号及び第三号の認証機関審査旅費の額、第一条第一項第五号、第六号、第八号、第九号、第三項第五号、第六号、第八号及び第九号の試験所審査旅費の額並びに第六条第一項及び第二項の旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該審査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、次の表に掲げるところによる。	**第一条**　工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和二十四年政令第四百八号。以下「令」という。）第一条第一項第二号、第三号、第五号及び第六号並びに第三項第二号、第三号、第五号及び第六号並びに第六条第一項及び第二項の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該審査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、次の表に掲げるところによる。

主務大臣の区分	在勤官署の所在地
内閣総理大臣	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号（国家公安委員会）
	東京都千代田区霞が関三丁目二番一号（金融庁）
総務大臣	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
文部科学大臣	東京都千代田区霞が関三丁目二番二号
厚生労働大臣	東京都千代田区霞が関一丁目二番二号
農林水産大臣	東京都千代田区霞が関一丁目二番一号

主務大臣の区分	在勤官署の所在地
［新設］	
［新設］	
［新設］	
厚生労働大臣	東京都千代田区霞が関一丁目二番二号
農林水産大臣	東京都千代田区霞が関一丁目二番一号

経済産業大臣	東京都千代田区霞が関一丁目三番一号
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
環境大臣	東京都千代田区霞が関一丁目二番二号

（登録又は認定の基準が類似する場合の認証機関に係る登録申請手数料等）

第六条　令第一条第六項の主務省令で定める登録又は認定は、次に掲げるものとする。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第五十七条第一項及び第六十六条第一項の登録

二　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百四十六条第一項の登録

三～八　［略］

第七条　令第一条第六項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもののいずれかとする。

一　申請を行う者が現に前条第一号の登録を受けており、かつ、当該申請した日前法第四十二条第一項の政令で定める期間（以下この条において「特定期間」という。）以内に行われた前条第一号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは第十一条第一号の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類

二～八　［略］

第八条　令第一条第六項の主務省令で定める額は、申請に際し前条第二号から第六号まで又は第八号の書類が添付されている場合（同号の書類にあっては、相互承認実施法施行令第二条第一号、第二号、第四号、第七号及び第八号に係る国外適合性評価事業に係るもの並びに同条第三号又は第六号に係る国外適合性評価事業に係る認定の基準が日本産業規格Ｑ一七〇六五であることを

経済産業大臣	東京都千代田区霞が関一丁目三番一号
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
［新設］	

（登録又は認定の基準が類似する場合の認証機関に係る登録申請手数料等）

第六条　令第一条第六項の主務省令で定める登録又は認定は、次に掲げるものとする。

一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第五十七条第一項及び第六十五条第一項の登録

二　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の十一第一項の登録

三～八　［略］

第七条　令第一条第六項の主務省令で定める書類は、次に掲げるもののいずれかとする。

一　申請を行う者が現に前条第一号の登録を受けており、かつ、当該申請した日前法第二十八条第一項の政令で定める期間（以下この条において「特定期間」という。）以内に行われた前条第一号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは第十一条第一号の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。）が行われていないことを証する書類

二～八　［略］

第八条　令第一条第六項の主務省令で定める額は、申請に際し前条第二号から第六号まで又は第八号の書類が添付されている場合（同号の書類にあっては、相互承認実施法施行令第二条第一号、第二号、第四号、第七号及び第八号に係る国外適合性評価事業に係るもの並びに同条第三号又は第六号に係る国外適合性評価事業に係る認定の基準が日本工業規格Ｑ〇〇六五であることを証